

石川県立金沢二水高等学校いじめ防止基本方針

いじめの定義

「いじめ」とは生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等、当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。したがって、本校では、すべての生徒がいじめを行わず、他の生徒に対して行われるいじめを認識しながら放置することが無いよう、人権を守る土壌を育み、いじめを抑止し、いじめを許さない学校づくりを推進する。また、すべての生徒が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるように、保護者、地域住民、専門機関等との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合には、適切かつ迅速にこれに対処し、その防止に努める。

2 いじめの防止等に関する内容

【いじめの未然防止及び早期発見のための取組み】

| | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
|-----------|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|
| いじめアンケート | | | | ① | | | | | ② | | | |
| 担任による面談 | ① | | | ② | | ③ | | | ④ | ⑤ | ⑥ | |
| 保護者懇談 | | | | ① | | | | | ② | | | |
| 人権教育等各種教室 | ① | | | ② | | ③ | | | ④ | ⑤ | | |
| 校内研修 | ① | | | | ② | | | | | | | |
| ストレス調査 | | ① | | | | | ② | | | | | |
| いじめ撲滅宣言 | | | | | | | | | ① | | | |
| あいさつ運動 | ① | ② | ③ | | | | ④ | ⑤ | | | | |
| 二水祭準備 | | | | ① | | | | | | | | |
| 球技大会 | | | | | | | | | | | | ① |
| 二水アクト | | ① | | | | | | | | | | |
| 二水ライブ | | | | | | | | ① | | | | ② |

(1) いじめの未然防止のための取組み

- 生徒たちがいじめ問題を自分のこととして考え、いじめ防止に資する主体的な生徒会活動（あいさつ運動・二水祭準備・球技大会 等）への支援を行う。
- 人権教育・防犯教室・道徳教育・特別活動・部活動・新入生ガイダンス等を通して規範意識（ネットモラルも含めて）や集団の在り方等について生徒とともに学びを深める。
- 二水アクト、二水ライブなどのボランティア活動を通して保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を深め、地域で生徒を見守る体制づくりに努める。
- いじめは決して許されないという共通認識に立ち、全職員がいじめの態様や特質等

について校内研修や職員会議を通して共通理解を図り、組織的に対応する。

- 生徒の少しの変化も見逃さずに見守るため、校務の効率化を図り、生徒とかかわる時間を多くするように努める。

(2) いじめの早期発見のための取組み

- 生徒対象のいじめアンケート調査 年2回（7月、12月）
- 生徒対象のストレス調査 年2回（5月、10月）
- 学級担任による個人面談を通して生徒から聴き取る 年5回（4月、7月、9月、12月、1月、2月）
- 保護者懇談を通して保護者との情報交換 年2回（7月、12月）
- 生徒及び保護者がいじめに係る相談ができるような教育相談室を中心とした相談体制作り（生徒・保護者のカウンセリングも含めて）

(3) いじめに対応する際の留意点

- いじめを見た、またはその疑いがある言動を見た場合は、すぐにいじめ(行為や言葉)をやめさせる。
- いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認をする。
- 「いじめに関する報告書」に基づき、県教委へ第一報を入れる。その後も進捗状況に応じて第二報、第三報を入れていく。
- いじめられている生徒や保護者の立場に立ち、詳細な事実確認を行う。
- いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言・対応を継続的に行う。
- いじめ問題を担任等が抱え込むことのないように、学年会や職員会議等を活用し学校全体で組織的に対応する。
- いじめる生徒には、行為の善悪をしっかりと理解させ、反省し被害生徒に謝罪をする等の指導を行うとともに、二度といじめを行わないように確約させる。
- いじめを見ていた生徒等にも自分の問題として捉えさせ、誰かに知らせる勇気を持つよう指導する。また、はやしたてたり、同調したりしている生徒に対しては、それらの行為がいじめに加担する行為であることを理解させる。
- 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、県教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。
- いじめが解消した後も、担任・教育相談室等が中心となって、保護者(被害生徒・加害生徒とも)と継続的に連絡を取り合う。

(4) インターネット上のいじめへの対応

発信された情報が急速に広がってしまうこと、発信者の匿名性等、インターネットを通じて発信される情報の特性を十分にふまえて、生徒・保護者・教職員が迅速かつ効果的な対処と指導ができるよう、情報モラル等の研修会・パンフレットの配付や掲示等適宜啓発活動を行う。また、必要な場合にはより適切な対応が取れるよう、関係機関との連携について常に準備・確認をしておく。

3 いじめ防止等の対策のための組織

(1) いじめ問題対策チームの設置

いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行う

ため「いじめ問題対策チーム」を設置し、学期に1回程度の定例会議を開催する。いじめと疑われる相談・通報があった場合には、会議を緊急開催する。「いじめ問題対策チーム」の構成は、校長、副校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主事、生徒指導担当、教育相談室長、学年主任、当該ホーム担任及び部顧問、養護教諭とする。

いじめ問題対策チームとその活動についてはP D C Aサイクルに基づき、定例会等で検証・見直しを図るものとする。

※ 検討事項や事案内容に応じて個別対応班を編成しかつ、いじめ対応アドバイザー及び心理・福祉等に関する専門的な知識を有する助言者の参加等も検討することで、いろいろな事案に柔軟に対応していく。また、外部人材については校長が任命する。

(2) 活動内容

- いじめ防止等の取組内容の検討・基本方針策定・年間計画作成・実行・検証・修正
- いじめに関する相談・通報への対応
- いじめの判断と情報収集
- いじめ事案への対応検討・決定
- いじめ事案の報告

4 重大事態への対処

(1) 重大事態とは

「いじめにより、生徒の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた場合や疑いがあると認めるとき」や「いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている等の疑いがあると認めるとき」は、県教育委員会を通じて知事に報告し、県教育委員会と協議の上、いじめ問題対策チームに専門的知識及び経験を有する外部の専門家を加えた組織で迅速に調査し、事態の解決にあたる。

※ 事案内容により構成員については県教育委員会と検討し、校長が任命する。

※ 構成員については、専門的知識及び経験を有する者等の第三者の参加を図り、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

(2) 活動内容

- 発生した重大事態のいじめ事案に関する調査
- 調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、適時・適切な方法での提供・説明
- 石川県教育委員会への調査結果報告
- 調査結果の説明について、いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合は、所見をまとめた文書を添えて、調査結果の報告を提出

5 その他

いじめ防止等を実効性の高い取組を実施するため、学校の基本方針が実情に即して効果的に機能しているかについて「いじめ問題対策チーム」を中心に点検すると同時に、学校評価項目に加え、全職員で評価し、必要に応じて見直しを図る。またその際、保護者や地域を巻き込んだ学校の基本方針になるように、学校評議員等からの意見を積極的に取り入れるよう留意する。